認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉局子供·子育で支援部保育支援課 認証·認可外保育施設担当課長 (公印省略)

認可外保育施設で使用するバスの乗降時の確認の徹底及び安全装置の適正使用について (依頼)

平素より、東京都の保育行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。 送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び安全対策の推進について令和5年6月14 日付で既に通知をお送りしておりますが、今般、都内の認可外保育施設において園外活動 時にバス車内への児童の置き去り事案が発生しました。

今後も暑さが続き、熱中症のリスクが高いことが危惧されることを踏まえ、以下の点について、安全管理の徹底をお願いいたします。

記

1 事案の概要について

令和5年8月28日、都内の認可外保育施設において、園外活動からの帰園時に、エンジンを切った状態のバス車内に児童2名が置き去りになる事案が発生しました。

当該施設において、児童が降車する際の所在確認が行われていなかったこと及び使用するバスには置き去りを防止するための安全装置が設置されていましたが適正に使用されていなかったことなどが原因と考えられます。

なお、現在まで児童の健康状態に異常は見られていません。

2 バス乗降時の確認の徹底について

児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により児童の所在を確認することは、 本年4月から「認可外保育施設指導監督基準」で義務付けられています。

バス乗降時の子供の人数や名前の複数の職員でのダブルチェックによる置き去り防止や、降車時・降車後の車内確認による見落とし防止、運転手等に確認を促すチェックシートの活用など、児童がバス等に乗車・降車する際の所在確認の確実な実施の徹底をお願い致します。具体的な対策方法については添付資料に紹介しています。

また、安全対策は、複数の予防策を組み合わせることが効果的です。その他の対策についても、あわせて講じるよう、安全管理の徹底をお願いいたします。

【添付資料】

令和4年10月の「子供のバス送迎・安全対策講習会第1回」からの抜粋資料 (すぐに取り組める安全対策のご紹介)

※講習会の資料及び動画は、以下の東京都福祉局 HP に掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo//hoiku/kodomo_bus_anzen.html

3 安全装置の適正使用について

安全装置の導入後においては、定められた方法で使用するとともに、定期的に電源やセンサー、スピーカー等の作動状況を確認し、児童の置き去りを未然に防止することができるよう、適正な安全装置の使用の徹底をお願いいたします。

4 安全装置の導入支援(補助事業)について

都では、「保育所等における送迎バス等安全対策支援事業」を令和5年度においても実施しております。送迎バスの置き去り防止に係る経費の補助については、国の支援策を踏まえ、都独自に拡充しておりますので、本事業を活用し、安全対策の確実な実施をお願いいたします。

5 担当

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

電話:03(5320)4131